

(裏面)

5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 ()								
	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。								
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名 ()								
	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。								
6 取引の実行年月日	(実行日) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 年 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 月 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 日								
(契約日:「2 取引の種類」が1)、2)、7)の場合に限る。) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 年 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 月 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 日									
7 取引金額等	()								

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 4 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「7) その他」は、1)～6) 以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第6条第1項第14号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く。)) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等をいい、かっこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかっこ書すること。
- 5 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第6条第1項第12号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は9999とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 6 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の1) 又は3) の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の2) 又は4) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等を記入すること。また、条件付売買 (「2 取引の種類」の3) から6) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等も記入すること。
- 7 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 7) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 8 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

「証券の取得又は譲渡に関する報告書」記入の手引（直近改訂時点：2017年10月）

1. 報告を要する者

(1) 非居住者から証券を取得した者

非居住者から、売買や相続・遺贈、株式配当などにより証券を取得した居住者。

- 対内直接投資の引揚げ（非居住者が保有する本邦企業株式等の居住者による取得）を含む。
- 証券のオプション権の行使により、非居住者から証券を取得した場合を含む。
- 海外にある金融機関等（本邦証券会社等の海外支店を含む）に媒介、取次ぎ又は代理を委託し、海外取引所で証券を取得した場合を含む。

(2) 非居住者へ証券を譲渡した者

非居住者に対し、売買や相続・遺贈などにより、証券を譲渡した居住者。

- 証券のオプション権の行使を受けて自社株式等を譲渡した場合や、証券のオプション取引に係る権利を表象した証券を譲渡した場合を含む。
- 海外にある金融機関等（本邦証券会社等の海外支店を含む）に媒介、取次ぎ又は代理を委託し、海外取引所で証券を譲渡した場合を含む。

(3) 他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡を媒介、取次ぎ又は代理をした本邦にある銀行等及び金融商品取引業者

—— ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要。

(イ) 取得又は譲渡したある法人の株式、出資証券又は会社型投資信託に係る株式が、完全子会社による所有分も含めて、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の10%以上になる「対外直接投資」となる場合

(ロ) 外為法第26条第2項に定める「対内直接投資」に該当する場合

(注) 対内直接投資の引揚げ（非居住者が保有する本邦企業株式等の居住者による取得）は、これにはあたらないため、本報告を要する。

(ハ) 「特定取得」（外為法第26条第3項）の事前届出に係る事後報告（実行報告）の対象となる取引

(ニ) 取得又は譲渡した証券の対価が1億円に相当する額以下の場合

(ホ) 本件取引にあたって、本邦にある銀行等及び金融商品取引業者（外国証券会社の在日支店を含む）に媒介、取次ぎ又は代理を委託した居住者

(ヘ) 証券の貸借取引（貸付、貸付の回収、借入、借入の返済）

(ト) 法人格のない組合（海外のパートナーシップを含む）に対する出資

(注) 当該出資は、外為法上の証券には該当しないことから資本取引としての報告は不要であり、本報告書による報告を要しない（別途、「支払又は支払の受領に関する報告書」（報告省令別紙様式第1～第4）により報告すること）。

(注1) 外為法第55条の7に該当する場合は、本報告書でなく「証券売買契約状況等報告書」（報告省令別紙様式第14）により報告すること。

(注2) 媒介、取次ぎ又は代理取引については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」の定義を参照のこと。このうち「媒介」については、媒介を行った者と媒介を受けた者との間で確認する等により、二重報告や報告漏れのないよう報告すること。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第9条第1項、第10条第1項1号の2、第3項、第13条第1項

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
 (郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書の提出期限

- (1) 自己取引：「証券を取得又は譲渡した日」又は「支払又は支払の受領を行った日」のいずれか遅い日から20日以内
- (2) 委託取引：媒介等をした日から20日以内
- 20日にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、基準・裁定外国為替相場（取得又は譲渡日の適用レート）を用いること。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
 西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者の区分」欄

1.銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2.その他金融機関」に分類すること。 (1)銀行（日本銀行を除く） (2)協同組織金融機関 (3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4)その他法律に基づいて設立される金融機関
2.その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3.一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4.中央銀行	日本銀行が該当する。

5.その他	1.～4. に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。
-------	--

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選任にあたり肩書は問わない。
- ロ. 使用する印鑑は、報告者の内部規定に基づき選定すること。
- ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。

(5) 取引毎に作成し、1つの取引について複数の証券の取得又は譲渡があった場合は、証券毎に別葉で作成すること。

(6) 金額は、実際の取引通貨で記入すること。

(7) 報告書式に関する解説

項 目	記入上の留意事項
用 語	「証券」 「証券」とは、外為法第 6 条第 1 項第 11 号で定めるもの（券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるもの（譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）のほか、ADR 及び JDR などの預託証券を含む。
	「銀行等」 「銀行等」とは、外為令第 6 条の 2 第 1 項に定める金融機関をいう。
取引の区分	1. 自己取引 ・非居住者と証券の取得又は譲渡に関する取引を直接行なう場合。 —— 報告者が海外にある金融機関等に取引を直接委託した場合を含む。 2. 委託取引（報告者は、銀行等、金融商品取引業者に限る） ・他の居住者からの委託を受けて、非居住者と証券の取得又は譲渡に関する取引を行なう場合。委託取引にあつては、取引を委託した他の居住者及び取引の相手となった非居住者について、譲受者又は譲渡者としてそれぞれの氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
取引の種類	1. 一般売買 ・買戻し等の条件のないアウトライトの売買における居住者の買入（取得）、売却（譲渡）を記入すること。なお、条件付売買及び貸借取引において、取引期間終了時に証券の受渡をせず金銭により決済する場合も、一般売買として記入すること。 2. 条件付売買 ・買戻条件又は売戻条件の付いた売買取引に係る買入・売却を記入すること。 —— 売戻条件付買入（買現先）取引：3) 買入（スタート）、4) 売戻（エンド） —— 買戻条件付売却（売現先）取引：5) 売却（スタート）、6) 買戻（エンド） 3. その他

	<p>・上記 1. 又は 2. 以外の取引については「7) その他」に区分するとともに、当該取引の内容を () 内に簡便に記入すること。また、海外で債券等を起債した居住者（当該債券等の発行価額又は額面が 1 億円相当額を上回る場合）は、「証券の譲渡」の報告を、非居住者が国内で起債した債券等を引受けた居住者（引受けた債券等の引受けの価額又は額面が 1 億円相当額を上回る場合）は、「証券の取得」の報告を要するが、当該取得又は譲渡については、「7) その他」として記入すること。「対内直接投資の引揚げ」の取引についても「7) その他」として記入すること。</p> <p><記入例> 非居住者発行転換社債の転換権行使による外国株式の取得 海外（又は国内）発行新株予約権付社債の権利行使を受けた自社株式の譲渡 非居住者発行ユーロ円建他社株転換社債の償還条項による国内株式の取得 ユーロ円債発行、〇〇社第××回普通社債引受 対内直接投資の引揚げ（〇〇%） 非居住者発行体からの私募サムライ債の取得 など</p>
証券の種類	<p>1. 株式、株式配当、新株予約権等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1) 株式」は、国内株式、外国株式のほか出資の持分や ADR などの株式預託証券を含む。ただし、会社型投資信託に係る株式に該当するものは含めない。また、優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する請求権を持たないものは、中長期証券に含めて報告すること。 ・「2) 株式配当」は、外国株式に係る配当を株式により受取った場合に記入する。 ・「3) 新株予約権等」は、居住者が発行した新株予約権証券及び新投資口予約権証券のほか、非居住者が発行した新株予約権証券（ワラント）を含む。 <p>2. 中長期債券、短期証券、投資信託に係る株式及び受益証券*、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券の長短区分は、原契約期間をもって行なう。原契約期間とは、当該証券の発行当初に定められた発行から償還までの期間をいう。また、償還期間の定めのない債務証書は、「1 年を超えるもの」に含める。 ・「4) 中長期債券」は、原契約期間が 1 年を超える社債（社債的受益権を含む）などの負債性証券を記入すること。 優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する請求権を持たないものは、中長期証券に含めて報告すること。 ・「5) 短期証券」は、原契約期間が 1 年以内のコマーシャル・ペーパー等の負債性証券のほか、原契約期間が 1 年以内の譲渡性預金証書（指名債権であるものを除く）等を記入すること。 ・「6) 会社型投資信託に係る株式」は、会社型投資信託証券*を記入すること。 ・「7) 契約型投資信託に係る受益証券」は、契約型投資信託証券*を記入すること。 ・「8) その他（原契約期間が 1 年を超えるもの）」は、上記 1) ～7) 及び 9) を除く証券で原契約期間が 1 年を超えるものを記入すること。 ・「9) その他（原契約期間が 1 年以内のもの）」は、上記 1) ～8) を除く証券で原契約期間が 1 年以内のものを記入すること。 <p>※ 投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び類似する外国の法令に準拠して設定されている会社型投資信託の投資証券及び契約型投資信託の受益証券が該当（例えば、ETF や REIT にも対象となるものがあり得る）。会社型投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 12 項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人が該当。契約型投資信託には、同法律第 2 条第 1～3 項に規定された「委</p>

	託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」及び類似する外国の法令に準拠して設定された投資信託が該当。
証券発行体の区分	<p>1. 外貨証券（外為法第 6 条第 1 項第 12 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。なお、「ユーロ円債」は外貨証券に含める。 ——「1）外貨証券：非居住者発行」は、米国債など非居住者が発行した外貨証券をいう（ADR 等の外国預託証券を含む）。 ——「2）外貨証券：居住者発行」には、本邦の事業法人等が海外で発行した社債などの証券のほか、居住者が国内で発行した外貨建証券が含まれる。 <p>2. 円払証券（報告省令第 14 条第 1 項第 8 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「円払証券」とは、本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。 ——「3）円払証券：非居住者発行」は、外国企業、政府などの非居住者が本邦で発行した円建債券（いわゆるサムライ債）等をいう。 ——「4）円払証券：居住者発行」は、本邦事業法人の株式や日本国債など居住者が国内で円建て発行した証券をいう（国内発行の預託証券（JDR）を含む）。 ・円払証券は、証券コード協議会の定める 4 桁の銘柄コードを記入すること（銘柄コードが無い場合、及び 4 桁以外の場合は 9 9 9 9 とする）。
非居住者の所在国等	<p>1. 非居住者発行証券（証券発行体の区分が 1）又は 3））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該証券の発行体の属する所在国等を記入すること。ただし、ADR などの外国預託証券については、原株式（資産）の発行体が属する（所在する）国等を記入することとし、発行体の属する国が日本の場合は、その他（9 9 9）とすること。なお JDR は、国内発行の預託証券として取り扱うこと。 ・<u>取引の種類が「条件付売買」である場合は、上記のほか取引の相手が属する（所在する）国等を下欄に記入すること。</u> <p>2. 居住者発行証券（証券発行体の区分が 2）又は 4））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該取引の相手が属する<u>（所在する）</u>国等を記入すること。 <p>3. 「所在国等」の分類は、<u>報告省令別表第 2 に掲げる国又は地域名</u>で記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ユーロ」は地域として指定されていないので個別の国名を記入すること。 ・発行体が国際機関の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。 ・発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合（821）」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。
取引の実行年月日	<p>1. 取引の実行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券の取得又は譲渡における受渡決済日を記入すること。 <p>2. 契約日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の種類が「1）証券の取得（一般売買）」、「2）証券の譲渡（一般売買）」又は「7）その他」に該当する場合は、当該取引に係る所有権の移転日を記入すること。
取引金額等	<p>1. 金額の記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の取引通貨により記入すること。 ——<u>証券の時価又は簿価（時価の算出が困難な場合に限る）が 1 億円に相当する額を超えている場合は報告を要する。</u>

	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権証券等の権利行使（株式の取得又は譲渡）については、新株予約権証券等の金額を併記すること。 <p><u>＜記入例＞ US\$ 1,050,000－ うち新株予約権 US\$ 50,000－</u></p> <p>2.（ ）内の記入</p> <ul style="list-style-type: none">・新株予約権証券等の権利行使時に社債等による代用払込みをした場合は、当該社債等の時価又は簿価（時価の算出が困難な場合に限る）を記入すること。
--	---

記入例 1

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券の取得又は譲渡に関する報告書

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： 2014年 4月 25日

報告者：

氏名又は名称及び いろは商事

代表者の氏名 代表取締役 甲野太郎

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関
3. 一般政府 4. 中央銀行 (5) その他

住所又は所在地 東京都中央区日本橋 2-1-1

責任者記名押印

又は署名 国際部長 乙川次郎 印

担当者の氏名 (電話番号) 丙山一郎 3279-1111

取得の場合：
非居住者が発行した
転換社債の権利行使を
して、外国株式を取得
した場合。

1 取引の区分	<input type="text" value="1"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1) 自己取引 2) 委託取引
	取引の当事者 (委託取引の場合に記入する。) 譲受者の氏名又は名称： 譲受者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：
2 取引の種類	<input type="text" value="7"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 証券の取得 (一般売買) 2) 証券の譲渡 (一般売買) 3) 証券の買現先の買入 (条件付売買) 4) 証券の買現先の売戻し (条件付売買) 5) 証券の売現先の売却 (条件付売買) 6) 証券の売現先の買戻し (条件付売買) 7) その他 (非居住者発行転換社債の転換権行使による外国株式の取得)	
3 証券の種類	<input type="text" value="1"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 株式 (6) 会社型投資信託に係る株式に該当するものを除く。 2) 株式配当 3) 新株予約権等 4) 中長期債券 (原契約期間が1年を超えるもの) 5) 短期証券 (原契約期間が1年以内のもの) 6) 会社型投資信託に係る株式 7) 契約型投資信託に係る受益証券 8) その他 (原契約期間が1年を超えるもの) 9) その他 (原契約期間が1年以内のもの)	
4 証券発行体の区分	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) <input type="text" value="1"/> 1) 外貨証券：非居住者発行 2) 外貨証券：居住者発行 3) 円払証券：非居住者発行 4) 円払証券：居住者発行
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 3)及び4)は銘柄コード番号を記入する。

(日本工業規格 A 4)

(裏面)

5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 (アメリカ)		
	3	0 4	本省令別表第 2 に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名 ()		
			本省令別表第 2 に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日)		
	2	0 1 4	年 0 4 月 2 5 日
	(契約日 : 「2 取引の種類」が 1)、2)、7) の場合に限る。)		
	2	0 1 4	年 0 4 月 1 0 日
7 取引金額等	(US \$ 2,000,000—) US \$ 2,000,000—		

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「7) その他」は、1) ~6) 以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く。)) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等をいい、かっこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかっこ書すること。
- 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第 6 条第 1 項第 12 号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は 9 9 9 9 とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の 1) 又は 3)) の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の 2) 又は 4)) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等を記入すること。また、条件付売買 («2 取引の種類」の 3) から 6)) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等も記入すること。
- 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 7) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

(裏面)

5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 (英国)		
	2	0 5	本省令別表第 2 に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名 ()		
			本省令別表第 2 に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日)		
	2	0 1 4	年 0 4 月 2 5 日
	(契約日:「2 取引の種類」が 1)、2)、7)の場合に限る。)		
	2	0 1 4	年 0 4 月 2 5 日
7 取引金額等	()		
	¥150,000,000—		

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「7) その他」は、1) ～6) 以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く。) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等) をいい、かつこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかつこ書すること。
- 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第 6 条第 1 項第 12 号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は 9 9 9 9 とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の 1) 又は 3)) の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の 2) 又は 4)) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等を記入すること。また、条件付売買 («2 取引の種類」の 3) から 6)) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の所在国等も記入すること。
- 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 7) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。